○厚生労働省農林水産省告示第三号

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成二十四年法律第八十二号）第八条第一項の規定に基づき、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（平成二十四年厚生労働省農林水産省告示第二号）の一部を次のように改正したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**

第七中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　新たな施策の実施

国は、カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること及び健康実態調査や検診の後に、希望するカネミ油症患者が健康相談をすることができる体制の充実を図る。

また、漢方薬を用いた臨床研究を含めた更なる調査及び研究の推進や、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る。

さらに、現在油症治療研究班が設けている相談員制度に加え、新たに相談支援員の設置を進めるとともに、相談員制度における相談員と相談支援員との相互の連携及び相談支援員に対する研修等の実施を通じて、相談に関するネットワークを構築し、カネミ油症患者等に対する相談体制の充実を図る。

○厚生労働省経済産業省環境省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十八年四月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大**塚**　珠代

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	官報整理番号
191	ホスゲン	(1)—124
192	シアン化ナトリウム	(1)—158
193	トリメチル（オクタデシル）アンモニウムの塩	(2)—184
		(9)—1971
194	1，1，1，3，3，3—ヘキサメチルジシロキサン	(2)—2956
195	[2—（ドデカノイルオキシ）エチル]（エチル）（ジメチル）アンモニウムの塩	(2)—635
196	アリル=ヘキサノアート	(2)—759
197	クロロジフルオロメタン	(2)—93
198	*m*—クロロアニリン	(3)—194
199	2—ベンジリデンオクタナール	(3)—2657
200	ベンジル（ジメチル）（オクチル）アンモニウムの塩	(3)—2694
201	1，3，5—トリメチルベンゼン	(3)—7
		(3)—3427
202	2—*tert*—ブチルフェノール	(3)—503
203	ヒドロキノン	(3)—543
204	1—（2，3，8，8—テトラメチル—1，2，3，4，5，6，7，8—オクタヒドロ—2—ナフチル）エタノン，1—（2，3，8，8a—オクタヒドロ—2—ナフチル）エタノン及び1—（2，3，8，8—テトラメチル—1，2，3，5，6，7，8，8a—オクタヒドロ—2—ナフチル）エタノンの混合物を主成分（80%以上）とする3—エソン—2—オンと3—メチリデン—7—メチルオクター1，6—ジエンの反応生成物	(4)—1911
205	オキサシクロヘキサデカン—2—オン	(5)—1089
206	1，4—ジオキサシクロヘプタデカン—5，17—ジオン	(5)—1104
207	3—（1，3—ベンゾジオキソール—5—イル）—2—メチルプロパナール	(5)—3880
208	5—ヘプチルオキソラン—2—オン	(5)—3560
209	クレオソート油	(5)—67
210	ナトリウム=（アルキル（C=12，分枝型）フェノキシ）ベンゼンスルホナート（又はナトリウム=（アルキル（C=12，分枝型））（フェノキシ）ベンゼンスルホナート）	(9)—137
211	5—クロロ—2—（2，4—ジクロロフェノキシ）フェノール（別名トリクロサン）	(9)—1735
		(9)—1958
		(9)—381
		(9)—922

○農林水産省告示第九百二十八号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項
地位を承継する卸売業者の名称　広印青果株式会社
地位を承継される卸売業者の名称　広果広島中央青果株式会社
卸売の業務を行う市場　広島市中央卸売市場中央市場
取扱品目の部類　青果部
合併の年月日　平成二十八年四月一日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項
卸売の業務を行う者の名称　広果広島中央青果株式会社
卸売の業務を行う市場　広島市中央卸売市場中央市場
取扱品目の部類　青果部
許可の年月日　昭和三十五年十月一日

○農林水産省環境省告示第四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、南アルプス国立公園に関する南アルプス生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　**裕**
環境大臣　大**塚**　珠代

南アルプス国立公園に関する南アルプス生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、ニホンジカの影響が及ぶ以前の植生である一九八〇年代の植生を目安として、南アルプス国立公園の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

南アルプス国立公園全域